

平成25年1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年3月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	3月12日 午前10時00分		
	散 会	3月12日 午後3時37分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	5	與那嶺 篤 哉	6	座間味 薫
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	宇茂佐 和 代
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	與那嶺 敏 秋		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		
住 民 課 長	山 城 徳 男			

## 平成25年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

平成25年3月12日（火曜日）

1. 開 会 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5		村長の施政方針	
6	発委第1号	今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について	説 明
7	発委第2号	今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について	説 明
8	議案第2号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
9	議案第3号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
10	議案第4号	今帰仁村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
11	議案第5号	今帰仁村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	説 明
12	議案第6号	今帰仁村村づくり交付金地域農業活動拠点施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について	説 明
13	議案第7号	今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
14	議案第8号	今帰仁村営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について	説 明
15	議案第9号	今帰仁村村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	説 明
16	議案第10号	今帰仁村景観条例の制定について	説 明
17	議案第11号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	説 明
18	議案第12号	平成25年度今帰仁村一般会計予算について	説 明
19	議案第13号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	説 明
20	議案第14号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計予算について	説 明
21	議案第15号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	説 明
22	議案第16号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について	説 明

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
23	議案第17号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	説 明
24	報告第5号	専決処分の報告について	報 告
25	同意案第1号	副村長の選任について同意を求める件	説 明
26	同意案第2号	教育委員の任命について同意を求める件	説 明

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに平成25年第1回今帰仁村議会定例会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番 與那嶺篤哉議員及び6番 座間味 薫議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より3月27日までの16日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月27日までの16日間と決定いたしました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

諸般の報告。1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査報告書がお手元に配布されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配布の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

3. 12月1日 北部広域市町村圏事務組合議会第34回臨時総会が開催されました。

4. 12月20日 年末年始の交通安全県民運動出発式が開催されました。

5. 12月27日 第3回北部市町村議会議長会理事会総会が開催されました。

6. 1月2日 村新春ロードレース大会が開催されました。

7. 1月4日 村新春の集い・村成人式が開催されました。

8. 1月6日 平成25年消防出初式が開催されました。

9. 1月11日 J Aおきなわ新年会が開催されました。

10. 1月17日 北部市町村新年会が開催されました。

11. 1月19日 今帰仁城跡桜祭ライトアップオープニングセレモニーが開催されました。

12. 1月21日 第21回暴力団追放沖縄県民大会が開催されました。

13. 1月27～28日 「総理直訴・東京行動」が開催されました。

14. 2月6日 ふれあい少年の翼・酒田へ結団式が開催されました。

15. 2月13日 町村議会議長定期総会が開催されました。

16. 2月15日 町村議会議員・事務局職員研修会が開催されました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 村長行政報告を行います。

- 12月 5日 古宇利島ハーフマラソン大会の記者発表を行いました。  
8日 北部市町村会総会が開催されました。  
11日 各種団体スポーツ大会が開催されました。  
14日 今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理計画策定委員会が開催されました。  
17日 「酒田市少年の翼」引率者歓迎会を開催しました。  
20日 年末年始交通安全運動の出発式を行いました。  
23日 今帰仁中学校創立10周年記念式典・祝賀会が開催されました。  
25日 沖縄振興特別推進市町村交付金の評価制度の在り方について説明会が開催されました。  
27日 消防救急デジタル無線及び共同指令センター整備における市町村長会議が開催されました。
- 1月 2日 新春ロードレースが開催されました。  
4日 平成24年村成人式、新春の集いを開催しました。  
6日 消防出初式が開催されました。  
9日 南米子弟研修生の報告会を開催しました。  
10日 消防デジタル化会議が開催されました。  
〃 県市町村長研修会、年始会が開催されました。  
16日 家畜市場初セリが開催されました。  
17日 北部市町村会調整会議、新年会が開催されました。  
19日 第6回グスク桜まつりオープニングセレモニーを開催しました。  
19日・20日 平成24年度全九州高等学校選抜ホッケー大会が開催されました。  
20日 今帰仁郷友会新年会が開催されました。  
21日 暴力団追放県民大会が開催されました。  
27日・28日 オスプレイ配備に反対する総理直訴行動に参加しました。  
29日 ハーフマラソンピーアールのため、マスコミ各社を訪問しました。
- 2月 1日 沖縄県高等学校新人駅伝競走大会が開催されました。  
4日 沖縄振興協議会が開催されました。  
11日 今帰仁村風景づくり推進事業に係るシンポジウムを開催しました。  
23日 第1回古宇利島プレミアム駅伝が開催されました。  
23日・24日 第2回沖縄オープンディスクゴルフ大会が開催されました。  
25日 村づくり交付金推進協議会を開催しました。  
27日 県町村会総会が開催されました。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長 久田浩也君 これで行政報告は終わりました。

日程第5. 「村長の施政方針」となっております。村長より施政方針を述べさせます。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 平成25年第1回今帰仁村議会定例会にあたり、村長施政方針を行います。

はじめに

平成25年今帰仁村議会第1回定例会の開会にあたり、私の村政運営に対する基本姿勢と所信を述べ、村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成25年度は、基本施策といたしまして、第4次総合計画基本構想の実現に向けて、本村の基幹産業である農林水産業と観光による村おこしの拠点づくり、活力と安らぎのある健康村づくり、生活環境基盤の充実、総合的な地域福祉の更なる拡充、幼稚園から高等学校まで地域型の一貫教育を実施する北山学園構想などを柱に村政運営に取り組んでまいります。

我が国の経済は、デフレからの脱却を進める施策の中、沖縄県の経済においても観光客数が回復基調で、個人消費もおおむね堅調で景気は拡大しているといわれております。

沖縄県の振興については、沖縄21世紀ビジョン基本計画と実施計画が策定され、将来像の実現に向け取り組んでおりますが、いまだ基地問題をはじめ雇用、失業率、県民所得の水準など厳しい状況にあります。

このため、沖縄振興に資する事業を県及び市町村が自主的な選択に基づいて実施できる沖縄振興特別推進交付金（以下「一括交付金」という。）の制度が創設され2年目をむかえました。

また、平成24年度を初年度とした沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費（ハード事業）や沖縄北部連携促進特別振興事業（ソフト事業）（以下「北部連携促進事業」という。）が5カ年計画でスタートしました。更に、新たな交付金として、地域の元気臨時交付金が創設されております。つきましては、これらの交付金事業や各種補助事業等を有効活用するため、今後とも広く村民の声や意見を聴取し、引き続き事業の採択に向け全庁を挙げて取り組んでまいります。

2年が過ぎた東日本大震災を教訓に村民の防災意識の啓発を図り、地域の防災力を高めるため、年次的に各地区で避難訓練を行ってまいります。さらに、沖縄県地域防災計画を踏まえ、地域防災体制の充実・強化に併せて防災行政無線の導入を計画してまいります。

本村の基幹産業は農業であり、農業を中心として他産業との連携を強化するとともに、これからも農作物被害防止施設等の整備推進を図り、災害に強い農業を目指します。またTPP（環太平洋戦略経済連携協定）の交渉参加につきましては、引き続き反対の意思を堅持していきたいと考えております。

村全体の産業振興を図るため、農林水産業と観光の融合に向け、昨年2月に設立した村観光協会の活動及び事業を強力に推進し、農商工連携を図りながら、民泊事業など新たな観光資源の活用に取り組んでまいります。

村民が住み慣れた地域で、健康に暮らせることは、村民誰もが等しく願うことです。「自らの健康は自らがつくる」の認識のもと、村民が健康長寿を実現できるよう、今後もきめ細やかな相談・健診体制の充実・強化に努めてまいります。

高齢者や障害者等の社会的弱者を含む全ての村民が、生きがいのある豊かな生活を送り、明るく住みよい社会を実現するため、保健・医療・福祉が調和のとれた総合的な地域福祉の充実に努めてまいります。

今帰仁村の未来を背負っていくのは子供たちです。子供を安心して産み育てられるよう引き続き子育て支援を行ってまいります。

学校教育におきましては、児童生徒の個性の尊重を基本に心豊かな人間性の育成を目指すとともに、確かな学力を身につける教育を推進していきたいと考えております。また、学業面はもとより、体育・文化的な活動においても一層の向上が図られるよう努めてまいります。

以上、私の村政運営にあたっての所信の一端を申し上げましたが、今後とも村民との対話を重視し、村民の参加促進を図りながら、透明性を高めるため情報公開の更なる充実に努めてまいります。また、引き続き行財政改革を推進し、自立できる村づくりに取り組み、村民の目線に立った村政運営を目指していく所存ですので、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 予算編成について

歳入において国庫支出金は、与那嶺諸志線道路改築事業など土木費国庫補助金が1億4,268万円増となっております。

一方、県支出金では、沖縄県緊急雇用創出事業補助金など商工費県補助金が7,497万7,000円の増、更に沖縄振興交付金事業補助金で総務費県補助金が、2億4,120万2,000円の大幅増となっております。

歳出におきましては、村づくり交付金事業の減による農林水産業費の減、そして公債費の減が大きくなっております。商工費、土木費及び教育費の増は、いずれも補助事業の増に伴うものとなっております。さらに、民生費は1億4,222万8,000円の増で、依然として社会保障関係経費の増加傾向が見られ、民生費に占める一般財源の負担は大きくなっております。

このようなことから、平成25年度の一般会計予算額は50億2,401万9,000円で前年度対比5億4,132万3,000円の増となっております。

地方行財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあることから、自主財源である村税等のさらなる収納率向上に向けた体制づくりを行うとともに、経常経費の削減に取り組みながら、健全な財政運営にあたっていきたいと考えております。

続いて、施策の概要についてご説明を申し上げます。

#### 自主財源の確保について

##### ○税収の向上に向けて

村税は、村財政の根幹をなすものであり、自主財源としての税収確保は極めて重要であります。産業活動を活性化させ税収増につなげるため既存事業所への支援や企業誘致を図り、雇用促進等に積極的に取り組んでまいります。

また、住民税においては、税源移譲や東日本大震災に係る制度改正など、税制に対する納税者の理解を

得るため、より一層の努力をしております。

収納率向上対策については、徴収職員や村税等滞納整理嘱託員の徴収技術の一層の向上に努めるとともに、滞納管理システムを駆使しての収納及び名護税務署や名護県税事務所との一層緊密な相互連携により累積滞納額の縮減に努めてまいります。徴収の公平性を保つ観点から、国税、地方税の各税法に基づき滞納処分の徹底を図り、徴収率の向上に取り組んでまいります。

#### ○納税意識の高揚を図るために

村民各層に税を正しく理解していただき、納税意識の高揚を図るため、租税に対する啓蒙活動を引き続き推進していきたいと考えております。

児童生徒には、村税が地域社会を運営するための会費としての性格を理解させ、さらに納税者としての義務を自覚しながら税に関する見識を涵養することを目的に、「税の作文・標語コンクール」など租税教育の充実を図ってまいります。

#### 安心できる窓口「住民サービス」の向上について

住民サービスの向上を図るため、窓口での接遇については、常日頃から細心の気配りを心がけ、親切、丁寧に誠意を持って接し「さわやかな親しみのある窓口」を目指します。窓口業務における村民サービスの更なる充実を図るため、常に村民の立場に立ち、正確かつ迅速に対応するとともに、一層きめ細かなサービスに努めてまいります。

#### 子育てしやすい村づくりについて

「子どもの笑い声が聞こえるむらづくり」として、子育てしやすい環境づくりと次代を担う子どもたちが健やかに育っていけるよう、子育て支援サービスの充実に力を注いでまいります。

また、国・県で準備が進められている「子ども・子育て新システム」、幼保一体化などの保育をめぐる課題につきましても、円滑な施行ができるよう、今後保育ニーズの把握に努め、国や県の動向を見ながら適切に対応してまいります。

#### ○子育て応援について

保育サービスにつきましては、利用者の期待に応える保育所の運営を目指し、通常保育、一時保育事業を行い、障がい児保育についても保育所の持つ機能を活用し、健常児と一緒に保育することで成長を支援してまいります。

入所待ちの多い年齢階層には保育士を増員配置し、保育所定員の弾力化措置を講じて、待機児童の解消に向けて取り組みを引き続き実施してまいります。

また、子どもを持つ家庭の育児不安の解消を図るため、「子育て支援センターじんじん」において、子



育てについての相談や指導、情報提供、親子の交流等をとおして、子育てに伴う様々な親の負担軽減に努めてまいります。

その他、会員相互で子育て援助を行う「やんばる町村ファミリーサポートセンター」事業を引き続き実施して子育て支援を行ってまいります。

子育て世帯への経済的負担の軽減策として、就学前までの入通院医療費の助成及び中学生までの入院医療費を助成することも医療費助成事業や村独自の子育て支援策として、村内の生後6か月の乳児一人につき5万円のすこやか子育て応援支援金事業を継続して行ってまいります。

また、新たに平成25年度は、県からの権限移譲により、未熟児の入院に係る医療費を支給する未熟児養育医療給付事業を実施してまいります。

#### ○母子及び父子の福祉について

ひとり親家庭への支援として、母子家庭及び父子家庭の実態を的確に把握し、適切な自立支援をはじめ、医療費助成事業の実施並びに母子会活動を補助して生活意欲の高揚を図ります。また、保育所の保育料算定において寡婦控除のみなし適用を行うことで保育料の負担軽減を図り、母子及び父子の福祉増進に努めてまいります。

#### 福祉保健行政の推進について

##### ○高齢者福祉について

「笑顔あふれる健康長寿の村をめざして」を基本理念に今帰仁村第5期高齢者福祉計画に基づき、高齢者の方々が可能な限り住み慣れた家、住み慣れた地域において元気でいきいきとした生活が送れるよう、引き続き地域支援事業や日常生活支援事業の推進に取り組んでまいります。また、老人クラブに対する助成をはじめ地域のコミュニティや社会福祉協議会、包括支援センター、関係事業所等と連携し、地域見守りネットワーク体制の構築を図ってまいります。

##### ○介護保険について

現在、沖縄県介護保険広域連合と連携し、「自分らしく健康長寿」の実現をめざし第5期介護保険事業計画に基づく事業運営が行われております。

本村では、平成24年度から地域包括支援センターを村直営とし、運営しております。保健師、主任ケアマネージャーを配置し、介護予防事業や訪問による介護相談事業に取り組むとともに、認知症を正しく理解していただくための講座の開催や、地域包括ケアシステムの基盤づくりを進め、高齢者が要支援・要介護状態にならないため介護予防を重視した、予防に関する施策を展開して可能な限り、在宅で自立した生活を送ることができるよう効率の良いサービスを展開してまいります。

### ○障がい者福祉について

「障がい者福祉の推進」につきましては、今帰仁村第2期障がい者計画及び第3期障害福祉計画に基づき、障がいのある方もない方も安全で安心して暮らせるよう、やすらぎのある地域社会の実現を目指してまいります。

また、平成25年4月1日から施行される「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による障害福祉サービスの提供の確保に努め、障がいのある方が地域で自立して生活できるよう、地域生活支援事業や新たな相談サービスの充実を図ってまいります。さらに、これまでの障がい者の範囲に難病の患者も含め、障害の状況に応じた適切なサービスが受けられるよう支援してまいります。

障がい者の生活の充実を図るため、耳の不自由な方に対する手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣事業を行ってまいりましたが、平成25年度は、手話通訳者を配置し、手話を第一言語とする聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を図ってまいります。

また、平成25年度は、県からの権限移譲で身体障がい児の特定疾患に係る医療費を支給する育成医療費支給事業を実施するとともに、引き続き、障がい者に対する相談支援体制の確保や医療費の助成に取り組んでまいります。

### ○地域福祉について

豊かな地域福祉を実現するため、社会福祉協議会、民生委員等と連携し高齢者・障がい者等のニーズに応え、地域に密着した人々にやさしい村づくりの推進に努めてまいります。また、地域の福祉活動と公的サービスが連携を図り、災害時はもとより平常時においても一人暮らし高齢者や障がい者等の見守りを行い、地域で支え合う体制づくりを推進していくため災害時要援護者台帳を継続して整備してまいります。

国民年金は、村民の老後の経済的な支えである老齢基礎年金ばかりでなく、障害基礎年金、遺族基礎年金など一生かかわっていく社会保障制度です。関係機関との協力連携のもと年金制度の周知を図り、特に若年層の年金制度に対する意識の向上を図り、無年金者がでないよう該当者の加入促進を推進してまいります。

### 健康づくりの推進について

「健康づくりの推進」につきましては、今帰仁村第四次総合計画前期基本計画並びに平成25年度策定予定の健康なきじん21の計画、特定健康診査実施計画に基づき、健康寿命の延伸、生活習慣病の重症化予防、心の健康づくり、食生活改善、健康まつりなどの事業を計画的に実施することにより、村民一人ひとりが自らの健康を大切にし、「健康長寿の村」づくりを合言葉に自分なりの健康増進ができる環境の整備に取り組んでまいります。

また、歯科保健については歯周病検診や、幼児のフッ化物塗布などフッ化物を応用した虫歯予防対策を推進し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進してまいります。

子どもと母親の健康づくりにつきましては、乳幼児健診の充実を図り、疾病の早期発見と早期治療につ

なげるよう支援します。子どもの健やかな成長を支援していくため、生後4カ月までの赤ちゃんへの全戸訪問や乳幼児健診の未受診児訪問、出産や育児に関する相談、健康教育など母子の健康管理を行い、母親の育児不安の軽減や虐待の早期発見に努めてまいります。また、妊婦一般健康診査票を基に妊娠中の健康管理や不妊症及び不育症のため子どもを持つことが困難な夫婦が、希望を持てるよう治療に係る費用について、平成25年度も引き続き助成を行ってまいります。経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み、子育てしやすい村づくりを目指してまいります。

65歳以上高齢者のインフルエンザ予防接種助成事業については、引き続き助成を行い感染症の予防対策に努めてまいります。

自殺予防対策につきましては、社会福祉士等の専門職を配置してきめ細かな相談体制の整備を図り、支援が必要な方への個別対応や相談を実施するとともに、うつ病予防講演会、心の健康相談会を開催し自殺予防に取り組んでまいります。

また、本村では、高齢者が、健康でいきいきと暮らし健康寿命を延ばす取り組みを实践できるよう「今帰仁村健康長寿むらプロジェクト」を立ち上げております。これまで行った高齢者の生活実態を把握するためのアンケート結果をもとに、高齢者の生活と健康の因果関係を明らかにし課題を明確にしていきたいと考えております。さらに、健康長寿の基本システムを構築し、ヘルスツーリズムのプログラムを開発して今帰仁村健康長寿体験滞在型観光の促進事業を展開してまいります。村民が実践・参加できる健康長寿村づくりを推進してまいります。

#### 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療につきましては、運営主体の沖縄県後期高齢者医療広域連合や村内関係機関と連携を図り、保健事業を推進し高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、制度の円滑な運営に努めてまいります。

本村の高齢者医療費は増加傾向にあります。村では高齢者の健診・健康づくり等を重点課題とし、肺炎球菌ワクチン接種助成事業を平成25年度も継続して実施してまいります。

#### 国民健康保険事業の運営について

国民健康保険は、他の医療保険制度に属さない人すべてを被保険者としております。村では被保険者の負担を軽減するため毎年一般会計からの繰入れを行い、国保財政を支えておりますがご承知のとおり累積赤字を抱え、国保の財政運営は危機的な状況になっております。

国保財政の健全化策として、若年層からの食生活、生活習慣の指導と高齢者への保健指導の強化、がん検診、特定健診、特定保健指導などの受診率の向上を図り生活習慣病の予防対策や心の健康づくり事業を実施して、村民の健康づくりに努めてまいります。

また、多受診者対策やジェネリック医薬品の利用促進、レセプト点検の強化などの医療費適正化に努め

てまいります。

さらに、安定した保険税の収納確保のため、引き続き未申告者や未加入者、未納者の把握を行い、口座振替納付の促進を図るとともに、納期内納付の督促や長期未納者との納税相談、電話による催告を継続的に実施してまいります。特に若い世代の加入者については、未納者が多いため保険制度への理解が得られるよう納付指導を促進して国保財政の健全運営に努めてまいります。

## 環境衛生について

快適な生活環境の保持・増進に向け、村民や事業者、関係団体等と連携しながら、ごみの減量化やリサイクルを推進し、ごみの適正な処理に取り組んでまいります。

また、不法投棄が後を絶たない現状があり、平成25年度も引き続き、撤去及び不法投棄パトロールを強化してまいります。

地球温暖化対策の推進については、各自治体においても温暖化対策の一環としてCO<sub>2</sub>排出削減など、抑制対策を促進する重大な使命が課せられてきました。本村におきましても今帰仁村地球温暖化対策実行計画に基づき平成23年度を基準年度として削減目標を掲げ削減に向けた取り組みを行ってまいります。

ハブ嚙傷防止対策については、タイワンハブが繁殖しており集落の近くでも捕獲が増えている状況にあります。村民が安心して生活し農作業などの生産活動ができる環境づくりに向け、タイワンハブ等の有害生物の撲滅に努めてまいります。平成25年度からは、ハブ等の買取り制度を設け、村民のご協力を得ながらハブの生息分布状況をマッピングして効果的なハブ対策を実施してまいります。

また、狂犬病予防対策におきましても、引き続き狂犬病予防注射を行い野犬の捕獲や飼い犬の飼い方について啓蒙を図ってまいります。

## 農林水産業の振興について

### ○農業の振興について

本村はこれまで、スイカ（平成12年度）、輪ギク（平成15年度）、小ギク（平成15年度）、マンゴー（平成23年度）の園芸拠点産地の認定を受けております。

さらなる農業振興を図るため、台風などの災害に強い強化ハウスの導入を継続して実施し、併せて生産基盤の充実強化・農用地の利用集積を図ってまいります。

平成25年度の主な新規事業としては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の支援を受けて、団体営かんがい事業として「両運天地区農業用排水施設実施設計」を計画しております。

主な継続事業としては、東日本大震災や台風被害で農林漁業セーフティネット資金を借り受けた農家の支援として、「農業災害対策特別資金利子補給金事業」を実施してまいります。

今帰仁村耕作放棄地対策協議会が事業主体となって、放棄地状態からの再生作業や土づくり、再生後に必要な施設の整備などを総合的に支援してまいります。

また、「人・農地プラン」の一環で、担い手育成を支援する「青年就農給付金事業（経営開始型）」を推進してまいります。

有害鳥獣による農作物被害対策については、国の支援で箱ワナによる捕獲、銃器による駆除を村有害鳥獣対策協議会が主体となって実施してまいりましたが、抜本的な解決策を図るため、北部市町村が連携して取り組んでいくことを提案しております。

さらに、今後とも農業従事者が農作物を生産するだけでなく、加工や販売まで関わる農業の6次産業化を促進し、観光業との連携強化を図ることで、今帰仁ブランドとして、高付加価値化を目指してまいります。

食の安全・安心を推進するために、低農薬の推進や新たな農作物の導入を検討し、今後の村農業の方向性を検討する場を設けるなど、取り組みを計画していきたいと考えております。

#### ○畜産の振興について

本村は、肉用牛（子牛）の拠点産地（平成22年度）の認定を受け、県内でも有数の畜産業が盛んな地域であり、さらに、村和牛改良組合などが中心となって、繁殖雌牛の改良や子牛の育成技術の向上など、関係機関と地域が一体となって取り組んでおります。

このような状況のなか、高齢牛淘汰と優良雌牛導入促進のねらいで、「今帰仁村優良繁殖雌牛導入事業」を継続しつつ、農家からの要望のある優良雌牛の保留についても助成の対象とし、さらに効果的な支援を行ってまいります。

また、家畜セリ市場の開設者であるJAおきなと連携のうえ、家畜市場の情報伝達・提供システムを改良し、「セリ市のライブ配信」「体高表示システム」などの整備を進め、家畜市場機能の強化を図ってまいります。

沖縄で古くから家畜として飼育されております山羊は、村内でも多数飼育されております。平成25年度は、畜産業として山羊の可能性を検討する機会のある場を確保するため、山羊共進会の開催を、新規事業として計画しております。

畜産担い手育成事業で整備した草地の適正な管理を図るため「特定地域経営支援対策事業」により、農業機械の導入を実施してまいります。

#### ○林業の振興について

森林レクリエーションの場としての公益的機能や森林がもつ癒し効果も注目されていることから、乙羽岳森林公園を中心に森林浴による健康づくりを目的とした施設の利活用を推進してまいります。

平成24年度に引き続き、一括交付金を利用した「バンガロー機能強化事業」で、遊歩道の整備、バンガローの再整備を図り、林業の振興に役立てていきたいと考えております。

村内保安林は、かなりの部分において老木化と樹間密度の低下をきたしております。これらの保安林を整備し、防風防潮効果を高め、村民生活の安定と農産物被害の低減を図る必要があるため、保安林整備事業を推進してまいります。

また、森林の機能増進を図るために、「森林環境保全直接支払事業」を活用して、天然林改良を進めるとともに、松くい虫防除についても薬剤散布や伐倒駆除を行い、発生源の減少や蔓延防止に努めてまいります。

特用林産物の振興については、村内で大規模生産しているエノキタケに続く新たな品目としてエリンギ、クロアワビタケの生産施設が「茸第2生産施設整備事業」として完成しました。同施設の管理運営については、村内の農業生産法人と管理委託契約を締結し、村内雇用の拡大と村経済の向上に努めてまいります。

#### ○水産業の振興について

村では、これまで水産業の振興を図るため、地域水産物供給基盤整備事業や漁業再生支援事業を進めることで漁港の基本施設を整備し、併せて、村漁協と連携し、加工施設などの整備を進め、漁業生産基盤の強化を図ってまいりました。

また、安定した漁業経営を行っていくため「つくり育てる漁業」と「資源管理型漁業」の推進も重要な課題として、ウニ放流事業への支援、安定した漁獲量を確保するため、保護区域や漁期を設ける資源管理型漁業への支援、さらに、漁場を守るために、オニヒトデ駆除事業等の支援をしてまいります。

水産物供給基盤機能保全事業により、「古宇利漁港」・「運天漁港」の施設の老朽化状況を調査する機能診断を実施し、その結果に基づき「機能保全計画」を策定しました。同計画により平成25年度は、村内漁港の対策工法の計画を策定致します。

#### 商工観光の振興について

本村の商業は、車社会を背景とした消費者の行動範囲の拡大や村外における郊外型大型店舗の進出により、厳しい経営を余儀なくされております。

村といたしましては、これまでと同様に商工会活動に対して助成を行い、村商工会と連携をとりながら、商工業の振興を図ってまいります。

あわせて、地域の求職者の雇用機会を創出する取り組みを支援する雇用対策事業、いわゆる沖縄県緊急雇用創出事業を導入し、「地域特産品（エリンギ）生産支援事業」及び「橋の駅（リカリカワルミ）今帰仁村産農水産物等販売促進事業」他2件を含め4件を新規採択し、継続事業とあわせて11件の事業を展開することにより、産業の振興と雇用機会の拡大に取り組み、地域活性化を促進してまいります。

今後は、観光ルートを確立して、観光の周遊性を高め、観光ルート上における地域特産品の販売、地産地消拠点の整備や体験型農業、民泊、エコツーリズムなど地域住民が主体となった地域交流型の施策展開を図ってまいります。

平成24年度より、実施されております一括交付金を活用し、観光力強化事業を平成25年度も引き続き執行してまいります。

同事業の内容としては、「第3回古宇利島マジックアワーRUN in 沖縄今帰仁村」・「現代版組踊北山の風」の取り組みを支援してまいります。

世界遺産の今帰仁城跡と桜をライトアップする「第7回今帰仁グスク桜まつり」の開催を実施することで、今帰仁城跡の入客数増につなげてまいります。

また、観光協会と連携し、民泊受け入れを推進するため、修学旅行における民泊市場の動向、他の民泊推進地域の事例調査、村内体験活動が可能な自然環境、農業体験が可能な農家等の情報収集を行うとともに、課題を明確にし、民泊・体験型観光の基盤整備の方向性を定めてまいります。

さらに、村内観光地等の保全を図るため「環境保全美化推進事業」を平成25年度も継続してまいります。

以上の施策を展開することで、村商工会及び村観光協会と連携し、農林水産業と観光を結び付けた村独自の「観光立村」の構築を図ってまいります。

## 建設事業について

国は、政策の中で経済再生を柱とする緊急経済対策において景気の下支えを行うため、公共事業を拡大する方針を打ち出しました。

村内においては、農業の振興や環境問題に対する関心の高まり、また生活環境の改善向上、車輛利用の機会が増えたことで、道路整備や排水路整備など、村民の行政に対する要望はますます強まり、多様化しております。

村民のニーズに応えるため、産業の振興、村民生活の利便性の向上、交通安全対策、生活環境の改善など、建設事業を推進してまいりました。

平成24年度から、一括交付金や北部連携促進事業が創設されたことに伴い、各種の補助事業を導入し村民生活と福祉の向上に努めてまいります。

平成25年度も継続事業として一括交付金を活用した環境保全美化推進事業、景観形成強化事業、今帰仁城跡周辺環境整備事業、風景づくり推進事業を実施してまいります。

また、北部連携促進事業を活用した与那嶺諸志線道路改築事業と繰越事業で村営仲宗根団地新築事業を実施してまいります。村営住宅建設については、今後とも村営住宅の空き家の募集状況を考慮しながら村営住宅の供給を計画してまいります。

新たに、社会資本整備総合交付金を活用した村道古宇利線改良事業で調査測量設計を実施してまいります。

次に、村づくり交付金事業は3地区で事業を実施してまいります。今帰仁西部地区、今帰仁中部地区、今帰仁東部地区を対象にした農道整備工事、農業集落道整備工事等を実施してまいります。

運天港については、県の施設を村が委託管理を行っておりますが、今後運天港施設内の緑地公園の舞台及び広場を利用して、伊是名村、伊平屋村を含めた三村の児童生徒の文化交流と特産品の展示販売等のイベントを計画してまいります。

## 水道事業について

水道事業は、村民の水需要に応えるため毎年のように多額の投資をし、施設の改善と整備を進めております。しかし、依然として老朽化した施設が多いことと水質の改善などに多くの課題を抱え、厳しい状況にあります。

これらの課題を解消するため、水道事業の目的である「清浄にして豊富低廉な水の供給」を目指し、平成25年度も国庫補助事業を導入して事業を推進してまいります。

平成25年度は諸志地区の配水管布設工事を計画しております。また、天底地区においては呉我山配水池の築造工事及び配水管布設工事などを計画しております。さらに、新規事業で湧川地区の老朽化している配水管布設工事を計画しております。

平成22年度より簡易水道事業統合計画に基づき、水道事業の地方公営企業法適用にむけて業務委託を実施しております。平成25年度は固定資産調査・評価に関する資料確認等の業務委託を計画しております。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時03分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 学校教育の充実について

○北山学園構想（地域型幼小中高一貫教育）について

平成24年度より、本村、幼児・児童生徒の学力向上と人格形成をねらいに本村の幼稚園から高等学校までの連携教育を充実させ、国や県からのトップダウンではない、地域型の一貫教育を実施しております。

平成24年度は先進県の視察やプレ高校入試・プレ中学校入試の実施など、学力向上施策を実施し、子供達の意識の変革と上級学校への意欲付けを行いました。

今後、地域の人材資源を活用した取組などにより、キャリア教育を最重点施策として日本一の教育立村今帰仁村を目指してまいります。

平成25年度も文科省学力調査官を招聘し、教職員の授業力の向上にむけ支援してまいります。

さらに、子供達の国際感覚を養い世界に羽ばたくナキジンチュを育成するため、東ティモールとの交流事業や中高生海外短期留学の実施についても、引き続き推進してまいります。

本村にある県立北山高等学校の理数科の存続はもとより、更なる活性化に向け、国公立大学進学に対応する「未来を担う人材育成事業」（北山塾）の取り組みを展開し、一村一校の中学校と高等学校の中高連携を更に深化発展させ、村を挙げて支援してまいります。

○豊かな心を培う教育の推進について

今帰仁村は、以前から教育立村と言われそれを誇りに歩んできました。これからも子供達一人ひとりの個性を大切にし、人間として調和のとれた成長が遂げられるよう環境を整備してまいります。

学校においては、道徳教育や特別活動を充実させ、ボランティア活動や自然体験活動等の豊かな体験を



通した心の教育に取り組んでまいります。

また、改正教育基本法の理念にも示されている「公共の精神」を重視し、規範意識の高揚などの指導を全教育活動で推進し、地域の伝統や文化に誇りを持ち、「文化村今帰仁」の担い手となる子供達を育成してまいります。

#### ○確かな学力の推進について

学校の教育活動を通じて、幼児・児童生徒一人ひとりにこれからの社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を培い、「確かな学力」の育成を図ります。

平成24年度から本県の学力向上主要施策「夢・にぬふぁ星プランⅢ」が推進されております。

幼児・児童生徒一人ひとりに「学校での学び」と「実社会」とのつながりを実感させ、主体的な学びを形成し、「夢や希望」の実現を目指します。

また、今帰仁小学校を拠点校に「算数科」の教科コーディネーターが配置され、教職員の指導力の向上及び指導方法の工夫改善について研究実践し、子供達の学力向上に効果を挙げております。

#### ○たくましい心と体を育む教育の推進について

学校における体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体として捉え、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培う観点に立ち、自ら運動する意欲を育み積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、基礎的な体力を高めてまいります。

豊かな学校生活を営むためにも運動部活動については、生徒が自己の能力に応じて、より高い水準の技能や記録に挑戦する環境を整えるため、外部指導者の活用を促進しながら学校と連携して更なる活性化を図ってまいります。

#### ○学校・家庭と連携した食育の推進について

学力向上施策の一環である「早寝・早起き・朝ごはん」や国・県の食育の推進を受けて平成23年度より村内各学校で「子供が作る弁当の日」を実施しております。平成25年度も継続実施し定着を図ってまいります。

また、「地産地消」を推奨し、生産者や食材、関係する人々に感謝の気持ちを持つことのできる児童生徒を育成してまいります。

#### ○幼稚園及び各学校の教育環境の整備について

特色ある学校、魅力ある学校づくりのため、教育環境の整備、環境美化などについて、学校、家庭、地域、行政が連携して学校教育を支援してまいります。

また、特別な支援を要する幼児・児童生徒に対してもこれまで同様、人材を配置し積極的に支援し、個に応じた指導の推進を図ってまいります。

122年の歴史ある古宇利小学校が児童数の減少により効果的な学習活動に支障をきたし、地域との協議

のうえ、天底小学校への統合が決まりました。集団生活になじめるよう、学校職員・保護者・行政が一丸となって支援してまいります。

#### ○家庭・地域における取組について

本村の児童生徒の良さと課題についてよく見極め、子供の情緒を安定させ安心して生活できる環境をつくることや基本的な生活習慣を身につけることの大切さを家庭・地域に説明し、理解を深めてまいります。

具体的な取組としては、「あいさつ」の村づくり宣言の推進、目指そう日本一の「教育立村今帰仁」を掲げ、家庭学習の習慣化や読書活動を推進し、学校、家庭、地域が連携を図り取り組んでまいります。

#### 社会教育の振興と生涯学習の推進について

中央公民館や運動公園を核とした公共施設等を積極的に活用して、公民館講座や高齢者教室等の充実を図り、それらが一つのサークルへ発展していくようサポートしてまいります。また、社会教育の振興と生涯学習を推進し地域社会の教育力の向上に努めてまいります。

また、子育て支援の観点から社会教育の役割として、子どもの健全な成長が図られるよう学校、家庭、地域と連携し支援してまいります。

乳幼児、児童生徒の豊かな人間性を育むため平成25年度も引き続き、ブックスタートや読み聞かせを重点に学習機会・自然体験の充実を図り、子ども達の「生きる力」を育んでまいります。

子ども会、ジュニアリーダー、青年会の活動は地域の活力源であります。「未来の社会教育実践者」である若者をはじめ、それを支える育成者を支援するとともに、世代間交流や他市町村との交流事業も積極的に展開し、地域活動の活性化に取り組んでまいります。

村立図書館は平成24年度から図書館準備委員会を立ち上げ、設立に向けて準備を進めています。平成25年度は一括交付金での採択を目指して県と調整していく計画でございます。

#### 青少年の健全育成について

本村は「地域の子どもは地域で育てる」意識が高く、子どもたちの安全を見守る活動の推進や取り組みがなされ、読み聞かせボランティアなど保護者の関わりが多く、地域教育力の原動力になっています。これからも青少年と地域の人たちが深く関わることで生まれた「信頼関係」をさらに高め、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たし、機能するよう支援してまいります。

あわせて、子どもたちが安全・安心な環境の中で、いきいきと過ごせるよう支援体制の構築に努めてまいります。

また、山形県酒田市児童との交流事業は平成24年度から一括交付金を活用し、これまでの3泊4日から4泊5日に拡充し、東京体験学習を追加してまいりました。「今帰仁村ふれあい少年の翼」が23回、「酒田市少年の翼」は20回を数えています。児童の体験学習や交流活動を通して見聞を広め、研修内容の充実を

図りながら次世代のリーダー育成を目的に、これからも積極的に推進してまいります。

#### 有形・無形文化財の調査・保存整備・継承活用について

本村の地理的、歴史的な諸要因を受けて醸成された文化財については、調査・保存・整備・継承・活用を進めております。平成25年度は百按司（ムムジャナ）墓を含む運天古墓群の範囲確認調査を行ってまいります。

平成12年に世界遺産に登録されました今帰仁城跡は、平成24年度に第5次追加指定され、国指定史跡としての範囲が大幅に拡大され、その面積は33.3haになっています。平成25年度以降も第6次追加指定に向けて作業を進めてまいります。併せて追加された史跡については、保存管理計画に基づき、買上げ事業を進め史跡の恒久的な保存に努めてまいります。

今帰仁城跡の調査・整備については、発掘調査を進め、遺構整備や城壁の保存修理事業を平成25年度も継続してまいります。

歴史文化センターの常設展示及び企画展示は、身近なテーマを通して今帰仁のみならず、やんばる全体の歴史と文化を発見し学習する場となっております。これからも地域に根付くよう、歴史・文化などの継承及び活用に努めてまいります。

#### 社会体育スポーツの振興について

村民誰もが手軽にスポーツに親しむことができるよう環境づくりに努め、スポーツ推進委員や村体育協会及び総合型地域スポーツクラブ・ナスクとの連携を充実させてまいります。

村総合運動公園は施設の老朽化が進行し、村民には少なからず支障をきたしています。その改善を図るため、平成24年度から一括交付金を活用し、「今帰仁村総合運動公園施設強化事業（平成24～28年度）」で夜間照明や温水プールの改善、テニスコートの全天候型化及び駐車場などを整備し、施設の機能強化に努めていきます。施設の充実はスポーツツーリズムによる県内外からの誘客及び村民のスポーツの振興と向上、さらには村民の健康増進に一層寄与するものと考えております。

おわりに

これまで平成25年度の基本姿勢と主要施策を申し述べてまいりましたが、これを執行するための当初予算として、

一 般 会 計	50億2,401万9,000円
国民健康保険特別会計	17億1,067万5,000円
水道事業特別会計	4億3,590万2,000円

後期高齢者医療特別会計	8,179万7,000円
総額	72億5,239万3,000円

以上、平成25年度の村政運営の基本姿勢と施策並びに予算案について申しあげてまいりましたが、予算の執行にあたりましては全職員が一体となって、なお一層の努力をしていく所存であります。

ここに今帰仁村議会議員をはじめ、村民各位のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、平成25年度の施政方針といたします。

平成25年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

○ 議長 久田浩也君 以上をもって村長の施政方針を終わります。

日程第6. 「発委第1号 今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。山内 聡議会運営委員長。

○ 議会運営委員長 山内 聡君

発委第1号

平成25年3月12日

今帰仁村議会議長

久 田 浩 也 殿

提出者

議会運営委員長 山 内 聡

#### 今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

(提出の理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

## 今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例

今帰仁村議会委員会条例（昭和62年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項を次のように改める。

常任委員は、議員の任期中在任する。

第2条の2第2項を削る。

第2条の3を削る。

第2条の4第3項中「前2条」を「前条」に改め、同条を第2条の3とする。

第5条中第2項を第5項とし、第1項を第4項とし、第3項を削り、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時22分)

山内 聡議会運営委員長。

○ 議会運営委員長 山内 聡君 別紙にあります新旧対照表を参考にしてください。

○ 議長 久田浩也君 日程第7. 「発委第2号 今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山内 聡議会運営委員長。

○ 議会運営委員長 山内 聡君

発委第2号

平成25年3月12日

今帰仁村議会議長

久 田 浩 也 殿

提出者

議会運営委員長 山 内 聡

## 今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

### 提出の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会議規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出します。

## 今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則

今帰仁村議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「第14章 会議録（第117条―第120条）  
目次中 第15章 全員協議会（第121条） を  
第16章 議員の派遣（第122条）  
第17章 補則（第123条） 」  
「第14章 公聴会（第117条―第122条）  
第15章 参考人（第123条）  
第16章 会議録（第124条―第127条） に改める。  
第17章 全員協議会（第128条）  
第18章 議員の派遣（第129条）  
第19章 補則（第130条） 」

第17条第1項中「法第115条の2（（修正の動議））」を「法第115条の3（（修正の動議））」に改める。

第73条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。

第17章中第123条を第130条とし、同章を第19章とする。

第16章中第122条を第129条とし、同章を第18章とする。

第15章中第121条を第128条とし、同章を第17章とする。

第14章中第120条を第127条とし、第117条から第119条までを7条ずつ繰下げ、同章を第16章とする。

第13章の次に次の2章を加える。

### 第14章 公聴会

（公聴会開催の手続）

第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議

会の議決でこれを決定する。

- 2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

## 第15章 参考人

(参考人)

第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第120条（（公述人の発言））、第121条（（議員と公述人の質疑））及び第122条（（代理人又は文書による意見の陳述））の規定を準用する。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

新旧対照表をお目通しください。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時32分)  
午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

日程第8. 「議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第2号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

- 1、農家の経営指導の推進を図り、経営安定に寄与することを目的とし、農業経営アドバイザー委員を置くため。
- 2、聴覚障害者及び音声又は言語障害者の福祉の向上を図るため、本村に手話通訳者を置くため。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条別表中

「

今帰仁村鳥獣被害対策実施隊員	年額 13,500円以内
----------------	--------------

」

を



今帰仁村鳥獣被害対策実施隊員	年額	13,500円以内
今帰仁村農業経営アドバイザー	日額	10,000円以内
手話通訳（士・者）	月額	198,000～248,000円
手話通訳（奉仕員）	月額	176,000～226,000円

に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

- 議長 久田浩也君 日程第9. 「議案第3号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長 島袋隆則君

議案第3号

#### 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

赴任に伴う移転について、移転料等を支給することができるよう条例整備する必要があるため、この条例を提出します。

#### 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- （5）赴任 出向又は派遣を命じられた職員がその出向又は派遣に伴う移転のため、旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。

第3条第1項中「職員が出張した場合」を「職員が出張し、又は赴任した場合」に改める。

第5条の2第1項中「宿泊料及び食卓料」を「宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」に改め、同条に次の3項を加える。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

第18条を第22条とし、第17条を第21条とし、第16条の2を第20条とし、第16条を第19条とし、第15条を第18条とし、第14条の次に次の3条を加える。

(移転料)

第15条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第3の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命じられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第16条 着後手当の額は、別表第1の赴任に伴う住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

2 前項の規定は、県内にあっては2日分及び2夜分に相当する金額による。

(扶養親族移転料)

第17条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧居住地から新居住地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 6歳以上12歳未満の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 職員が赴任を命じられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命じられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第15条関係）

路程	移転料
鉄道50キロメートル未満	107,000円
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	123,000円
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	152,000円
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	187,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	248,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	261,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	279,000円
鉄道2,000キロメートル以上	324,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表を添付していますので、お目通しください。

- 議長 久田浩也君 日程第10. 「議案第4号 今帰仁村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長 島袋隆則君

議案第4号

今帰仁村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の  
一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日より施行されることにより、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、今帰仁村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を変更する必要があるため、この条例を提出します。

#### 今帰仁村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の 一部を改正する条例

今帰仁村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

新旧対照表を添付していますので、お目通しください。

○ 議長 久田浩也君 日程第11. 「議案第5号 今帰仁村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第5号

#### 今帰仁村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

## 提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、今帰仁村新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める必要があるため、この条例を提出します。

### 今帰仁村新型インフルエンザ等対策本部条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、今帰仁村新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

- 2 本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部の事務を整理するほか、本部長に事故あるときは、その職務を行う。
- 3 本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、村の職員のうちから、村長が任命する。

#### (会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

- 2 本部長は、法第23条第4項の規定により、国の職員、県の職員その他村職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 議長 久田浩也君 日程第12. 「議案第6号 今帰仁村村づくり交付金地域農業活動拠点施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第6号

今帰仁村村づくり交付金地域農業活動拠点施設の設置及び管理運営に  
関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

村づくり交付金により建設される農業活動拠点施設の良好な管理及び運営を図るため、この条例を提出します。

今帰仁村村づくり交付金地域農業活動拠点施設の設置及び管理運営に  
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、今帰仁村村づくり交付金地域農業活動拠点施設（以下「施設」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この施設は、農林水産物の直売や特産品の加工販売をはじめ、村民及び都市住民との交流の場、また、情報発信の場としての役割を有し、かつ観光産業の振興に寄与し地域の活性化を目指すことを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称：今帰仁村村づくり交付金地域農業活動拠点施設

位置：今帰仁村字天底1124番地5

(管理)

第4条 施設は、常に良好な状態において管理し、最も効率的に運営しなければならない。

2 施設の効率的運営を図るため、運営協議会を置くものとする。

(使用許可の制限)

第5条 村長は、次の各号の一に該当するときは使用を許可しないことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 施設の管理運営上悪影響があると認められたとき。
- (3) 公の秩序に反する恐れがあると認められたとき。

(委託)

第6条 村長は、施設の管理、運営、物品の販売、その他必要な事項を村内各種団体及び村内事業者等に委託することができる。

2 前項以外の者で村長が認めた場合は、これを使用させることができる。

第7条 この条例の施行に関し、特に必要な事項は村長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 議長 久田浩也君 日程第13. 「議案第7号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第7号

今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の公布により、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部が改正されたことに伴い、入居収入基準等を定める必要があるため、この条例を提出します。

今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(入居者の資格)

第6条 村営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第4号及び第13条第1項において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。次条第3項において「老人等」という。）にあつては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が（ア）、（イ）又は（ウ）に掲げる障害の種類に応じそれぞれ（ア）、（イ）又は（ウ）に掲げる程度のもの

（ア）身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

（イ）精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度

（ウ）知的障害 （イ）に掲げる精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの

（ア）配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

（イ）配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2) その者の収入がアからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからカまでに定める金額を超えないこと。



ア 入居者又は同居者が障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が（ア）、（イ）又は（ウ）に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ（ア）、（イ）又は（ウ）に定める程度に該当する場合 214,000円

（ア）身体障害 第1項第1号イ（ア）に規定する程度

（イ）精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する一級又は二級に該当する程度

（ウ）知的障害 （イ）に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 入居者又は同居者が第1項第1号ウ、エ、カ又はキに該当する者である場合 214,000円

ウ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合 214,000円

エ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円

オ 村営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において村長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

カ アからオまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

（3）現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者であり、かつ、現に同居する親族又は同居しようとする親族がある者にあつては当該親族が暴力団員に該当しない者であること。

（5）村内に住所又は、本籍を有する者であること。

（6）市町村税を滞納していない者であること。

第7条第2項中「前条第2号イ」を「前条第1項第2号オ」に、「同条」を「同項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

第13条に次の1項を加える。

2 村長は、前項に規定する同居させようとする者が次の各号の一に該当するときは、同項の承認をしてはならない。

（1）当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第2号に規定する金額を超える場合

（2）暴力団員である場合

附則第6項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

新旧対照表を添付していますので、お目通しください。

○ 議長 久田浩也君 日程第14. 「議案第8号 今帰仁村営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第8号

#### 今帰仁村営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」の公布により「公営住宅法（昭和26年法律第193号）」の一部が改正されたことに伴い、村が公営住宅を整備するに当たっての基準を定めるため、この条例を提出します。

#### 今帰仁村営住宅等の整備に関する基準を定める条例

##### （趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、村が行う公営住宅及び共同施設（以下「村営住宅等」という。）の整備に関する基準を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

##### （健全な地域社会の形成）

第3条 村営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第4条 村営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第5条 村営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第6条 村営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第7条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第8条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第9条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、日射の適切な制御その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第10条 村営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 村営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 村営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第11条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第12条 村営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第13条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第14条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第15条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第16条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第17条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度分以前の予算に係る補助金（平成24年度分の予算に係る経費の金額で翌年度に繰り越したものを含む。）の交付を受けて整備する村営住宅については、なお従前の例による。

○ 議長 久田浩也君 日程第15. 「議案第9号 今帰仁村村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第9号

### 今帰仁村村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」の公布により道路法の一部が改正されたことに伴い、同法第30条第3項及び第45条第3項に基づき、今帰仁村村道の構造の技術的基準等を定める必要があるため、この条例を提出します。

### 今帰仁村村道の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、村道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第3条 この条例における道路の区分は、政令第3条で定めるところによる。

(車線等)

第4条 車道（停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交

通行量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第三種	第三級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第四級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第四種	第三級		9,000
交差点の多い第四種の道路については、この設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			

3 車線の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。

区分			車線の幅員 (単位 メートル)
第三種	第三級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第四級		2.75
第四種	第三級	普通道路	3
		小型道路	2.75

4 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第29条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。  
(路肩)

第5条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、その他の特別な理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第三種	第三級から 第四級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第五級		0.5	
第四種			0.5	

3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄

に掲げる値以上とするものとする。

区分	車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
第三種	0.5
第四種	0.5

- 4 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 5 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 6 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第3項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第6条 第四種（第四級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

第7条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第8条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。
- 3 路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、並木を設ける場合にあつては第11条第2項で定める値、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。  
(歩道)

第9条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。
- 4 路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、並木を設ける場合にあつては第11条第2項で定める値、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第10条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹ます)

第11条 第8条第3項及び第9条第4項で定める並木を設ける場合にあつては、植樹ます（自転車歩行者道又は歩道の一部に縁石又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる植栽地をいう。以下同じ。）を設けるものとする。

- 2 植樹ますの幅員は、1.5メートルを標準とし、地域の緑化計画等を考慮して適切な値とするものとする。
- 3 植樹ますの植栽に当たっては、地域の緑化計画等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行



うものとする。

(植樹帯)

第12条 第四種（第四級を除く。）の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とし、地域の緑化計画等を考慮して適切な値とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の緑化計画等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第13条 道路の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第三種	第三級	60, 50又は40	30
	第四級	50, 40又は30	20
	第五級	40, 30又は20	
第四種	第三級	50, 40又は30	20
	第四級	40, 30又は20	

(車道の屈曲部)

第14条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第29条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第15条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

（曲線部の片勾配）

第16条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第三種の道路で自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域	最大片勾配 （単位 パーセント）
第三種	その他の地域	10
第四種		6

（曲線部の車線等の拡幅）

第17条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第三種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第18条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値をこえる場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第19条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行なうのに十分な見とおしの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第20条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第三種	普通道路	60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

第四種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

(縦断曲線)

第21条 車道の縦断勾配が変異する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線型	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第22条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量がきわめて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第23条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配 (単位 パーセント)
前条第2項に規定する 基準に適合する舗装道	1.5 以上
	2 以下
その他	3 以上
	5 以下

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第24条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)
60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

(排水施設)

第25条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第26条 道路は、特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、隅角部を切り取り、かつ、適当な見とおしができる構造とするものとする。

(待避所)

第27条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。

ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。

(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見とおすことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第28条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第29条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第30条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、又は非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防護施設)

第31条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第32条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(附帯工事等の特例)

第33条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定(第5条、第13条、第14条、第23条、第25条、第28条及び第31条を除く。)、条例第4条、条例第9条及び条例第28条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第34条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第6条、第9条第3項及び第4項、第11条第2項、第15条から第21条まで、第22条第3項並びに第24条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第2項、第6条、第9条第3項及び第4項、第11条第2項、第19条第1項、第21条第3項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第35条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第33条まで及び、前条第1項、政令第4条、政令第12条及び政令第35条の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第10条を除く。)は、

適用しない。

(歩行者専用道路)

第36条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条から第9条まで、第11条から第33条まで及び、第34条第1項、政令第4条、政令第12条及び政令第35条の規定は、適用しない。

(道路標識の寸法)

第37条 法第45条第3項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める寸法とするものとする。この場合において、道路の形状、交通の状況等により、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）で定める道路標識の寸法に満たない寸法を定めるときは、交通の安全と円滑に支障のない範囲で、かつ、同令で定める寸法の2分の1以上となる寸法を定めるものとする。

(規則への委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。

○ 議長 久田浩也君 日程第16. 「議案第10号 今帰仁村景観条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第10号

今帰仁村景観条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。



平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

景観法（平成16年法律第110号）の施行に関し、村民共有の財産である良好な景観を守り育み、次世代へと引き継いでいく必要な事項を定める必要があるため、この条例を提出します。

### 今帰仁村景観条例

#### （趣旨）

第1条 この条例は、本村の良好な景観の形成に関する必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の定義によるもののほか、法において使用する用語の例による。

- （1）良好な景観の形成 良好な景観を保全し、又は創造することをいう。
- （2）事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- （3）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （4）工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

#### （基本理念）

第3条 本村の山から海への地形的特性と自然環境を根幹としながら、それらと調和した集落や農地など生業の空間や各地域に残る歴史、文化遺産が織りなす美しい景観は、先人たちの営みの中での知恵や信仰の表れであり、村民共有の財産であることにかんがみ、この美しい景観の価値を理解し、後世へと引き継がなければならない。

#### （村の責務）

第4条 村は、法及び前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、地域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （村民の責務）

第5条 村民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国、県又は村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

#### （事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、自らの行為が良好な景観の形成に影響を与えるものであると認識し、良好な景観の形成に積極的に努め、国、県又は村が実施する良

好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定)

第7条 村長は、法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時25分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 (景観形成重点地区の指定)

第8条 村長は、景観計画に、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める土地の区域を景観形成重点地区として定めることができる。

(事前協議)

第9条 景観計画区域内において、法第16条第1項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、村長に事前協議書を提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する事前協議書を基に当該区長に意見を聴くことができる。

3 村長は、前項の規定による区長の意見聴取を受け、行為を行おうとする者に対して助言及び指導することができる。

(届出を要する行為)

第10条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、当該行為にかかる土地の面積が、3,000平方メートルを超える場合

(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の集積又は貯蔵で、その集積又は貯蔵の高さが4メートルを超えるもの又はその用に供される土地の面積が3,000平方メートルを超える場合

3 法第16条第2項の規定により、第1項の届出をした者は、届出に係る事項を変更する場合は、規則で定めるところによりその旨を村長に届け出なければならない。

(届出及び勧告等の適用除外)

第11条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号から第3号の届出を要する行為のうち、規則で定めるものとする。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は同項第2号の届出を要する行為とする。

(助言及び指導)

第13条 村長は、行為の届出又は変更があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導するものと

する。

(勧告、命令及び公表)

第14条 村長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは同条第5項の規定による命令を受けた者がこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 村長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(要請)

第15条 村長は、景観計画区域内の建築物、工作物、農地、空地等が、景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るように要請することができる。

(今帰仁村景観委員会)

第16条 村長は、良好な景観の形成を推進するため、今帰仁村景観委員会（以下「景観委員会」という。）を設置する。

2 景観委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(景観重要建造物の指定の手続)

第17条 村長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）の指定をしようとするときは、同条第2項の規定によるもののほか、景観委員会の意見を聴くことができる。

2 村長は、前項の景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の原状回復命令等の手続)

第18条 村長は、法第23条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、景観委員会の意見を聴くことができる。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第19条 法25条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の外観の保持に努めること。

(2) 景観重要建造物に消火器その他の消化設備を設置し、防災上必要な措置を講じること。

(3) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、その敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため村長が必要と認める措置を講じること。

(景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告の手続)

第20条 村長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、景観委員会の意見を聴くことができる。

(景観重要樹木の指定の手続)

第21条 村長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）の指定を

しようとするときは、同条第2項の規定によるもののほか、景観委員会の意見を聴くことができる。

2 村長は、前項の景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の原状回復命令等の手続)

第22条 村長は、法第32条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、景観委員会の意見を聴くことができる。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第23条 法第33条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講じること。

(3) 景観重要樹木の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良い景観の保全のため村長が必要と認める措置を講じること。

(景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告の手続)

第24条 村長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、景観委員会の意見を聴くことができる。

(普及啓発)

第25条 村長は、村民及び事業者に対し、良い景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年9月30日から施行する。

計画書を添付してございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 日程第17. 「議案第11号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

## 議案第11号

### 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」の公布により「水道法（昭和32年法律第177号）」の一部が改正されたことに伴い、村が水道を整備するに当たっての基準を定めるため、この条例を提出します。

#### 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例

今帰仁村水道事業給水条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「必要な事項を定める」の次に「とともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める」を加える。

第7章中第44条を第47条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準  
（布設工事監督者を配置する工事）

第44条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- （1）1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- （2）沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事  
（布設工事監督者の資格）

第45条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （2）学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験

を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において習得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する、最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは、「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

（水道技術管理者の資格）

第46条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- 2 簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時40分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時50分)
- 日程第18. 「議案第12号 平成25年度今帰仁村一般会計予算について」を議題といたします。
- 本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。
- 総務課長 島袋隆則君
- 議案第12号

#### 平成25年度今帰仁村一般会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村一般会計予算

平成25年度今帰仁村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億2,401万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成25年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 村 税		511,410
	1 村 民 税	164,323
	2 固 定 資 産 税	267,788
	3 軽 自 動 車 税	25,498
	4 市 町 村 た ば こ 税	53,799
	5 特 別 土 地 保 有 税	2
2 地 方 譲 与 税		48,089
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	14,445
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	33,643
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1



款	項	金額
3 利 子 割 交 付 金		2,497
	1 利 子 割 交 付 金	2,497
4 配 当 割 交 付 金		421
	1 配 当 割 交 付 金	421
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		141
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	141
6 地 方 消 費 税 交 付 金		60,389
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	60,389
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		19,626
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	19,626
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金		8,923
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	8,923
10 地 方 特 例 交 付 金		952
	1 地 方 特 例 交 付 金	951
	2 特 別 交 付 金	1
11 地 方 交 付 税		2,071,977
	1 地 方 交 付 税	2,071,977
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1
13 分 担 金 及 び 負 担 金		35,155
	1 分 担 金	3
	2 負 担 金	35,152
14 使 用 料 及 び 手 数 料		43,062
	1 使 用 料	35,423
	2 手 数 料	7,639
15 国 庫 支 出 金		468,401
	1 国 庫 負 担 金	241,402
	2 国 庫 補 助 金	224,505
	3 国 庫 委 託 金	2,494
16 県 支 出 金		1,019,687
	1 県 負 担 金	155,438
	2 県 補 助 金	830,625
	3 県 委 託 金	33,624

款	項	金額
17 財 産 収 入		9,620
	1 財 産 運 用 収 入	9,616
	2 財 産 売 払 収 入	4
18 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
19 繰 入 金		208,541
	1 繰 入 金	208,541
20 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
21 諸 収 入		178,326
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	577
	2 預 金 利 子	150
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1
	4 雑 入	177,598
22 村 債		326,800
	1 村 債	326,800
歳 入 合 計		5,024,019

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		75,838
	1 議 会 費	75,838
2 総 務 費		612,996
	1 総 務 管 理 費	487,087
	2 徴 税 費	81,861
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	25,133
	4 選 挙 費	16,735
	5 統 計 調 査 費	688
	6 監 査 委 員 費	1,492
3 民 生 費		1,377,883
	1 社 会 福 祉 費	904,493
	2 児 童 福 祉 費	473,390

款	項	金額
4 衛 生 費		307,743
	1 保 健 衛 生 費	125,755
	2 清 掃 費	181,988
5 勞 働 費		1
	1 失 業 對 策 費	1
6 農 林 水 產 業 費		749,656
	1 農 業 費	707,988
	2 林 業 費	31,865
	3 水 產 業 費	9,803
7 商 工 費		138,791
	1 商 工 費	138,791
8 土 木 費		372,440
	1 土 木 管 理 費	14,319
	2 道 路 橋 梁 費	266,825
	3 河 川 費	62,103
	4 港 灣 費	20,909
	5 住 宅 費	8,284
9 消 防 費		179,292
	1 消 防 費	179,292
10 教 育 費		639,334
	1 教 育 總 務 費	90,341
	2 小 學 校 費	51,195
	3 中 學 校 費	24,688
	4 幼 稚 園 費	31,851
	5 社 會 教 育 費	243,368
	6 保 健 體 育 費	197,891
11 災 害 復 旧 費		3
	1 農 林 水 產 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		567,039
	1 公 債 費	567,039
13 諸 支 出 金		3
	1 普 通 財 產 取 得 費	2
	2 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1

款	項	金額
14 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		5,024,019

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	37,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合ではその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。
村づくり交付金（中部地区）	18,700	〃		
村づくり交付金（東部地区）	29,800	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	28,400	〃		
村道古宇利線改良事業	4,300	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	32,900	〃		
臨時財政対策債	175,000	〃		
合計	326,800			

10ページから12ページ、総括については割愛いたしますので、お目通しをお願いいたします。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時05分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時05分)

日程第19.「議案第13号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長 島袋隆則君

議案第13号

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億1,067万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

- (1) 総務費の各項に計上された給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用。
- (2) 各項に計上した旅費、需用費、委託料、使用料、役務費及び備品購入費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。
- (3) 保険給付費及び老人保健拠出金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成25年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		243,633
	1 国 民 健 康 保 険 税	243,633
2 一 部 負 担 金		4
	1 一 部 負 担 金	4
3 使 用 料 及 び 手 数 料		516
	1 手 数 料	516

款	項	金額
4 国庫支出金		746,427
	1 国庫負担金	429,938
	2 国庫補助金	316,489
5 療養給付費交付金		42,772
	1 療養給付費交付金	42,772
6 前期高齢者交付金		98,018
	1 前期高齢者交付金	98,018
7 県支出金		129,792
	1 県負担金	17,918
	2 県補助金	111,874
8 連合会支出金		2
	1 連合会補助金	2
9 共同事業交付金		304,301
	1 共同事業交付金	304,301
10 財産収入		1
	1 財産収入	1
11 寄付金		1
	1 寄付金	1
12 繰入金		145,080
	1 他会計繰入金	145,079
	2 基金繰入金	1
13 繰越金		2
	1 繰越金	2
14 諸収入		124
	1 延滞金、加算金及び過料	113
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑収入	9
15 村債		2
	1 村債	1
	2 広域化等支援基金貸付金	1
歳入合計		1,710,675

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		50,762
	1 総務管理費	32,861
	2 徴税費	17,768
	3 運営協議会費	132
	4 趣旨普及費	1
2 保険給付費		1,007,022
	1 療養諸費	861,092
	2 高額療養費	132,720
	3 移送費	2
	4 助産諸費	12,608
	5 葬祭諸費	600
3 後期高齢者支援金等		217,503
	1 後期高齢者支援金等	217,503
4 前期高齢者納付金等		104
	1 前期高齢者納付金等	104
5 老人保健拠出金		29
	1 老人保健拠出金	29
6 介護納付金		112,203
	1 介護納付金	112,203
7 共同事業拠出金		289,839
	1 共同事業拠出金	289,839
8 保健施設費		26,891
	1 特定健康診査等事業費	16,312
	2 保健施設費	10,579
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
11 諸支出金		320
	1 償還金及び還付加算金	320
12 繰上充用金		1
	1 繰上充用金	1

款	項	金額
13 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		1,710,675

7ページから8ページまでの総括は割愛いたしますので、お目通しをお願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 日程第20.「議案第14号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第14号

#### 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計予算

平成25年度今帰仁村水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,590万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 物件費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。



平成25年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		197,200
	1 事業収入	197,200
2 国庫支出金		146,000
	1 国庫補助金	146,000
3 繰入金		19,000
	1 繰入金	19,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		701
	1 預金利子	1
	2 雑入	700
6 村債		73,000
	1 村債	73,000
歳入合計		435,902

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		41,693
	1 総務管理費	41,693
2 事業費		329,504
	1 簡易水道費	326,904
	2 営業外費用	2,600
3 公債費		64,502
	1 公債費	64,502
4 災害復旧費		1
	1 簡易水道災害復旧費	1
5 諸支出金		1
	1 諸支出金	1
6 繰上充用金		1
	1 繰上充用金	1

款	項	金額
7 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		435,902

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天底地区簡易水道事業	8,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合ではその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。
諸志地区簡易水道事業	50,500			
湧川地区簡易水道事業	14,000			
合 計	73,000			

5ページ、6ページの総括については割愛いたしますので、お目通しをお願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 日程第21、「議案第15号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第15号

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,179万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成25年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		38,182
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	38,182
2 使 用 料 及 び 手 数 料		41
	1 手 数 料	41
4 繰 入 金		43,564
	1 一 般 会 計 繰 入 金	43,564
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		9
	1 延 滞 金、加 算 金、及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2
	3 預 金 利 子	1
	4 雑 入	4
歳 入 合 計		81,797

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		3,145
	1 総 務 管 理 費	3,125
	2 徴 収 費	20
2 後期高齢者医療広域連合納付金		78,646
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	78,646
3 保 健 福 祉 事 業 費		3
	1 保 健 福 祉 事 業 費	3
4 諸 支 出 金		3
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2
	2 繰 出 金	1
歳 出 合 計		81,797

3 ページ、4 ページに総括をつけておりますが、割愛いたしますのでお目通しをお願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 日程第22.「議案第16号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第16号

#### 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、沖縄県介護保険広域連合規約を次のとおり変更する。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 沖縄県介護保険広域連合規約の一部を改正する規約

沖縄県介護保険広域連合規約（平成14年沖縄県指令企第363号－第396号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第2号ア中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第5条第1項第2号中「障害者自立支援事業」を「支援法に基づく事業」に改める。

別表第3の2の部中「障害者自立支援事業」を「支援法に基づく事業」に改め、同表の7の部中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

#### 附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号ア中及び別表第3の7の部中の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改正する規定は、平成26年4月1日から施行する。

#### 提案理由

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保険福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日より施行されることにより、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、沖縄県介護保険広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものである。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時28分)

日程第23.「議案第17号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第17号

#### 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、沖縄県に所在するすべての市町村において、沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約（別表第3、第17条関係）の「広域連合の経費の支弁の方法」を改正する。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止等に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約（別表第3、第17条関係）の「広域連合の経費の支弁の方法」を変更する必要がありますので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を必要とするため。

協議書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

- 議長 久田浩也君 日程第24.「報告第5号 専決処分の報告について」を議題といたします。  
本件について提出者の報告を求めます。総務課長。

- 総務課長 島袋隆則君

報告第5号

#### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	平成24年度農業活動拠点施設建築工事
議決された契約の金額	¥69,300,000
専決処分した契約の金額	¥ 1,659,000

理由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成25年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

変更契約書を別添しておりますので、お目通しをお願いいたします。

- 議長 久田浩也君 日程第25.「同意案第1号 副村長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

- 村長 與那嶺幸人君

同意案第1号

副村長の選任について同意を求める件

今帰仁村副村長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定によって議会の同意を求めます。

記

住 所	氏 名	年 齢	任 期
今帰仁村字湧川1172番地	おおしろきよのり 大 城 清 紀	65歳	自：平成25年4月1日 至：平成29年3月31日

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

副村長が平成24年12月31日付けで任期満了のため、この同意案を提出します。

履歴書が添付されておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 日程第26.「同意案第2号 教育委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

同意案第2号

教育委員の任命について同意を求める件

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第4条第1項によって、議会の同意を求めます。

記

住 所	氏 名	年 齢	任 期
今帰仁村字仲宗根495番地	しま ぶくろ けい いち 島 袋 啓 一	70歳	自：平成25年4月1日 至：平成29年3月31日

平成25年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

任期満了のため、この同意案を提出します。

履歴書が添付されておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午後3時37分)